

別紙

答申（情）第160号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、立入調査等に対応した営業所長の氏名は公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和5年6月29日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「〇〇株式会社〇〇営業所への立入調査に伴う行政指導記録」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和5年7月28日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。（別表1のとおり）

ア 公文書の件名

〇〇株式会社〇〇営業所への立入調査に伴う行政指導記録

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分

(ア) 個人に関する情報（氏名、居住地）

(イ) 「〈経緯〉」の部分

エ 公開しない理由

(ア) 個人に関する情報（氏名、居住地）

条例第7条第2号に該当し、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため。

(イ) 「〈経緯〉」の部分

条例第7条第6号に該当し、県が行う指導事務に関する情報であって、公開することにより、同様案件の情報収集の妨げとなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和5年9月4日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和6年4月30日付けで当審査会に次のような諮問書を提出した。

ア 決定した具体的な理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名の記述により特定の個人を識別することができるものであるため。

イ 認容事項

審査請求人が主張した条例第7条第2号及び第6号に該当する情報の公開について再度検討した結果、公開するという結論に至った。

- (6) 実施機関は、令和6年7月2日付けで非公開とした部分の一部公開として、次のような部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。（別表2のとおり）
- ア 公文書の件名
〇〇株式会社〇〇営業所への立入調査に伴う行政指導記録
 - イ 決定内容
部分公開決定
 - ウ 公開しない部分
個人に関する情報（氏名）
 - エ 公開しない理由
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
原処分における非公開部分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 審査請求の理由
ア 審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

- (ア) 条例第7条第6号について

「当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」の要件該当性について判断を誤っている。

本件事務（立入調査）は、県の機関として〇〇保健所が事務処理すべきものであり、当該立入調査結果を公開することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる情報を含むことが容易に想定される場合に限り、非公開情報とすることを規定した条文である。

「事務に関する情報」とは、本件事務（立入調査）に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える関連情報を含むすべての情報をいうものである。

しかしながら、本条項のような包括的な例外事由を設けると、何でも事務・事業の適正な執行を妨げるおそれがあるとして安易に非公開とされてしまう危険性があることから、「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる」という、制限規定を設けている。

これは、公開のもたらす支障、公開の必要性などの種々の利益を比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度の合理的な理由が示せる場合に限定して適用されることを意味する。

なお、島根県は条例においては、その程度を「著しい支障」と規定している。情報公開法は、「支障」と規定していることから、比較して、その程度については名目的なものではなく、より実質的なものであることがその蓋然性をもって示せる場合に限り、非公開情報とすることが認められている。

非公開とすることによって〇〇保健所の業務に生じる支障の程度と、開示することによって保護される人の権利利益とを比較衡量し、いずれへの支障が上回るかについて判断されるべきものである。

産業廃棄物処理業は、現代社会において不可欠な事業であるものの、その運営態様によっては、周辺住民の健康、周辺的生活環境・自然環境に悪影響を与える

おそれがあることは否めず、周辺住民の健康上の不安を取り除くためにも、その事業内容については、できる限りの情報公開が求められているというべきである。廃棄物収集運搬業者であっても一時的でも繰り返し継続する「積替え保管」を業務とする事業者の場合、周辺住民に与える影響は大きく、住民の関心は一段と高く、どのような種類の廃棄物が、どこから、どの程度の量が持ち込まれているかなどの情報は、周辺住民にとって極めて重要なものとなっており、公開することの公益性が認められる。

以上を踏まえると、権限を有する行政機関（〇〇保健所）に対して、当該事業者のどのような立場にある者が、どのように説明したのかは、責任の所在を明確にするものであり、これらの情報を公にすることが、「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とすることにはならない。

イ 審査請求人の反論書による主張の要旨は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第2号について

a 最高裁（平成15年11月11日判決 平成10年（行ヒ）第54号）は、法人の代表者に準ずる地位にある者が当該法人の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人のために行う契約等に関する情報その他の法人の行為そのものと評価される行為に関する情報は、「個人に関する情報」に当たらないと判示している。

〇〇株式会社〇〇営業所（以下「〇〇」という。）所長は、審査請求人に対し、同社の移転工事決定経緯（いつから移転先土地をどのように探し、いつ誰から、いくらで購入し、移転工事に着工するに至った等）状況説明をし、移転工事に反対をしないしてほしい旨の申入れをしていることに鑑みれば、〇〇の行為そのものと評価される。したがって、当該地位にある者の場合、処分庁の弁解は成り立たない。

b 実施機関が特定の居住地を示す情報が記載されているため非公開とした部分については、〇〇の周辺に居住する住民等からの苦情の有無についての記載と推察できる。

〇〇は平成27年4月28日付け更新許可申請をするに際し、「現行と変更がないため」とする「添付書類省略申出書」を添付して更新許可を受けている。

そして、直近の更新についても、更新許可を受けて、現在に至っている。つまり、処分庁の弁明に基づけば、過去の更新許可申請に対する審査時には、付近に周辺住民の存在は確認していなかった。

しかし、令和5年6月23日の立入調査時には、例えば地図と照合することによって特定の個人を識別できる可能性を確認したため、特定の居住地を示す情報として非公開と判断したとの弁明をしていることになる。

立入調査の目的は、産業廃棄物の適正処理の確保にあるのであって、特定の居住地の周辺に居住する住民等からの苦情の有無により行うとするのは、論点のすり替えである。

(イ) 条例第7条第6号について

法第19条第1項に基づき、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とするその他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物で定める土地に立ち入り、廃棄

物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させたことを指しているものと思う。

平成2年4月24日衛産第30号「産業廃棄物に關する立入検査及び指導の強化について」において、次の産業廃棄物の適正な処理を確保するための指針を示している。

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物の処理及び清掃に關する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項に基づく立入検査を公正かつ効率的に行い、また、同法第20条第1項に基づく環境衛生指導員による産業廃棄物の処理に關する指導を確実に行う必要がある。

このため、左記の点に留意し排出事業者の事業場、産業廃棄物処理業者の事業場及び産業廃棄物処理施設（以下「事業場等」という。）に對する立入検査及び産業廃棄物の処理に關する指導（以下「立入検査等」という。）の強化を図られたい。

- ・立入検査等を行う事業場等に對しては、原則として、あらかじめ連絡をすることなく立ち入ること。
- ・明らかに廃棄物処理法又はこの法律に基づく処分に違反している場合は、すみやかに改善命令又は行政処分を行うこと。
- ・都道府県知事等は、立入検査等の基本方針、立入検査等の回数、措置した事項及びその件数等について一年間の結果を取りまとめ、一般に公表し、關係者に周知させること。

そうすると、弁明書の記載は、情報公開は事業者と県民との信頼關係を損ない、事務の適正な遂行に支障をきたすことを非公開理由としているが、当該指針は、一般に公表し、關係者に周知させることによって、県民の信頼に應えようとするものであり、事業者は法令遵守の義務があり、立入調査により法令違反があれば、これの是正を求めるにつき事業者の信頼を裏切ることにはならない。

法（第1条）の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を図ろうとすることと矛盾し、処分庁の弁明は成り立たない。

ウ 変更決定後の審査請求人の意見書（反論書2）による主張の要旨は次のとおりである。

情報公開請求の対象となった文書中のマニフェスト中の様式記載事項は公開情報とされた事例の公文書部分非開示決定取消請求事件（控訴審：名古屋高判平成21年1月22日判決平成20年（行コ）第10号）において、マニフェスト制度の意義について言及しており、立入調査の報告書も産業廃棄物の不適正処理の防止を目的としている点で共通である。

(ア) ○○営業所長の氏名情報について、行政指導記録に記載の所長の氏名情報は、法人代表者に準ずる地位にあるため、個人情報には該当せず、公開すべきと考える。

(イ) 通報者の氏名情報については、公益通報者保護法に基づき非公開とすることが求められる。したがって、個人の特定につながる「○○○○○事務所の」部分

も非公開情報である。

(ウ) 情報公開請求においては、行政機関の透明性を高め、住民の知る権利を保障する公益性が高いものである。

(エ) 以上のことから、条例第7条第2号該当性を理由とする非公開は、一般従業員の氏名情報及び居住地が特定される情報を除き、公開情報とすべきである。行政指導記録の公開は、住民の知る権利を保障し、行政の透明性を高める公益性に資するものであり、具体的な支障の立証がない限り、公開とすべきである。

したがって、本件においては、通報者の氏名情報以外は全て公開情報とすべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号について

ア 非公開とした立会者及び説明者は〇〇株式会社の役員ではなく、その「役職及び氏名」を公開することにより、特定の個人が識別されるため、条例第7条第2号の規定により非公開とした。

イ 確認状況「2. 説明状況」欄の「苦情は来たことが無い」と記載されている一文のマスク部分には、特定の居住地を示す情報が記載されているが、この情報を公開することにより、他の情報、例えば地図と照合することによって特定の個人を識別できる可能性があるため、条例第7条第2号の規定により非公開とした。

(2) 条例第7条第6号について

確認状況「経緯」欄には、〇〇株式会社〇〇営業所へ立入調査をした経緯が記載されているが、この情報は島根県が行う産業廃棄物処理業者への指導事務に係ることであり、公開することにより事業者及び県民との信頼関係を損ない、今後、同様案件の情報収集の妨げとなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため、条例第7条第6号の規定により非公開とした。

なお、実施機関は2のとおり諮問書提出後に変更決定を行っており、本件公文書のうち氏名のみを、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため、条例第7条第2号の規定により非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加により開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者である〇〇株式会社（以下「本件法人」という。）〇〇営業所の収集運搬業積替え保管状況に対する、周辺住民からの通報内容及びそれを受けて実施機関が調査、指導をし、本件法人〇〇営業所が対応した内容が記録されたもので、実施機関が作成した立入調査の報告書である。

(3) 本件諮問における審査の対象について

本件諮問は、原決定及びそれに対する審査請求に係るものであり、変更決定により原決定が取り消されるが、非公開とされた部分を限度として当初決定の取り消しを求める利益は失われたいと解すべきである。

したがって、本件審査請求は、原決定及び変更決定の双方を通じて非公開とされた部分についてのみ、その効力を維持し、変更決定後の非公開部分を審査対象として、条例に規定する非公開情報に該当するか否かを判断することとする。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

以下、本件公文書において非公開とされた情報のうち、本件法人〇〇営業所への〇〇保健所の立入調査の際の立会人及び説明者であり、指導を受けた〇〇営業所長の氏名について、本号に該当するか否かについて検討する。

イ 〇〇営業所長の氏名について、実施機関は弁明書及び公文書部分公開変更決定通知書において、立会者及び説明者は本件法人の役員ではなく、氏名を公開することにより特定の個人が識別されるため本号に該当するとしたことに対し、審査請求人は意見書において、「行政指導記録に記載の所長（の氏名情報）は、法人代表者に準ずる地位にあるため、個人情報には該当せず公開すべき」と主張している。

この点について、当審査会より実施機関に対し追加の説明を求めたところ、実施機関からは、以下の理由から〇〇営業所長は本件法人の代表者に準ずる地位にある者ではなく、〇〇営業所長の氏名は個人情報に該当し、公開しない部分は条例第7条第2号に該当するとの補足説明があった。

- ・ 現地確認時点で実施機関が把握していた産業廃棄物収集運搬業許可申請書および登記事項証明書では、〇〇営業所は登記されておらず、また、〇〇営業所長も登記された役員ではない。
- ・ 当時の〇〇営業所の従業員は営業所長を入れて5人の小規模事業所であり、〇〇営業所長は現場の対応者という立ち位置にすぎない。実際、現地確認時においても、〇〇営業所長は事実関係を説明しただけであり、本件法人の意思を決定するものではなかった。

一般に、役職名や氏名は個人に関する情報であると言える。しかし、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位のある者が当該法人等の職務として行う行為は、当該法人の行為そのものであると解され、役職名や氏名が行為とともに記載された場合、役職名や氏名も内容の一部であるといえる。したがって、このような場合、当該行為はもとより当該役職名や氏名も、当該法人等に関する情報にあたるべきであり、個人に関する情報とはいえない。（平成21年1月7日付け当審査会答申

第65号及び最3小判平成15年11月11日・平成10（行ヒ）54号）

また、営業所長という肩書は一般的に当該法人等そのもの又はその支店や営業所などといった一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されるものということができるため、上記肩書を有する場合には、原則として、当該個人は、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者と推認するのが相当と考えられる。（福岡高判平成18年10月19日・平成16（行コ）8号）

当審査会において、対象公文書を見分したところ、初回の現地確認時の状況について、「責任者不在のため事務担当者に許可をもらい現場視察」との記載が見られ、以降の記載によると、〇〇保健所担当職員が初回現地確認を終え保健所へ帰庁した直後に、〇〇営業所長が〇〇保健所を訪問して状況説明を行い、その後、同日中に2回目の現地確認が〇〇営業所長立会のもと実施されている。また、指導事項は、〇〇保健所担当職員から〇〇営業所長宛の電話によって、伝達されたことも確認できる。

上記経過によれば、〇〇営業所長は終始一貫して、当該営業所の責任者としては勿論、本件法人の責任者としての立場に基づいて、当該営業所への立入調査及び指導に應對していることは明らかであり、本件法人内部の最終的な意思決定権限の所在や法人登記の記載内容にかかわらず、上記〇〇営業所長の行為は、〇〇保健所との関係において、独立性を有し本件法人の代表者又はこれに準ずる地位にある者と解することができる。

したがって、本件公文書に記載された〇〇営業所長による行為は、当該法人の行為そのものと解されるべきであり、その氏名は、個人に関する情報とは認められず、本号に該当しない。

(5) 条例第7条第3号該当性について

法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、本号に該当し非公開となる。対応した法人側の所長の氏名について、実施機関は個人に関する情報に該当するとして非公開としたため、本号の該当性を主張していないが、当該法人そのものの行為は法人に関する情報であると認められるため、当審査会は、条例第7条第3号について判断を示す。

非公開とされた営業所長の氏名を除いた対応等の内容は全て公開されていることから、この氏名を公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

さらに、本号ただし書は、本文に該当し通常非公開とされる法人等の情報であっても、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については公開しなければならない。これは、法人の活動は社会に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められているためであると解される。

〇〇株式会社〇〇営業所は産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業を行っているが、産業廃棄物・特別産業廃棄物に関する事業は、その事業の性質上、事業活動状況如何によっては、周辺住民の健康や生活環境に悪影響を与えるおそれのある事業であることは否めない。今回の本件法人に関する通報は、周辺住民の健康や生活に関わるものであり、それを受けて〇〇保健所が行った、調査や指導の内容の中にある、本件法人に関する情報を公開することは、住民の健康等の保護に必要で

あるといえる。

さらに、本件法人の事業の性質や責任を考えると、本件法人が情報を公開されることにより受ける不利益は、受忍すべきものである。

したがって、仮に本号本文に該当したとしても、ただし書きに該当し、公開とすべきである。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は、当審査会への諮問後に行った変更決定において、通報者の会社の名称を公開している。当該変更決定について、審査請求人は通報者の氏名情報については、非公開とすることが求められ、個人の特定につながる通報者の会社の名称については非公開情報であると主張している。確かに、会社の名称のみでは特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから当審査会としては、実施機関に対して、公開決定等に当たって対象公文書の内容を十分精査し、条例の趣旨を踏まえた上で決定するよう望みたい。

別表1 原決定（令和5年7月28日）内容

公開しない部分	公開しない理由
1. 個人に関する情報(氏名、居住地)	【条例第7条第2号に該当】
(1)以下にかかる法人職員の役職名及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査時の立会者 ・保健所への説明者 ・保健所が指導内容を伝えた者 	
(2)通報者の氏名	
(3)法人事業所周辺住民の居住地にかかる情報	
2. 立入調査に至る経緯	【条例第7条第6号に該当】

別表2 変更決定（令和6年7月2日）により非公開から公開に変更とされた内容

公開した部分
1. 以下にかかる法人職員の役職名 <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査時の立会者 ・保健所への説明者 ・保健所が指導内容を伝えた者
2. 法人事業所周辺住民の居住地にかかる情報
3. 立入調査に至る経緯のうち、通報者の氏名以外の全て

(諮問第182号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 6年 4月 30日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 6年 5月 30日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 6年 6月 13日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 6年 7月 2日	実施機関の部分公開変更決定
令和 6年 7月 11日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 6年 7月 11日	審査請求人の意見書を受理
令和 6年 9月 5日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 6年10月10日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 6年11月 7日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 6年12月 5日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 1月 9日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 2月 13日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 3月 10日 (審査会第10回目)	審議
令和 7年 3月 26日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会